

お知らせ

当院は、患者さんの利便に供するため、下記の事項について東北厚生局に届出を行い、保険給付を実施しております。詳しくは、受付窓口（医事経営課）にお問い合わせ下さい。

1. 入院基本料に関する事項

当院は、急性期病院A一般入院料の届出を行っており、入院患者7人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しております。

なお、看護職員1人当たりの受け持ち数につきましては各病棟に詳細を掲示しております。

2. DPC対象病院に関する事項

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせるDPC対象病院となっております。詳しくは、受付窓口（医事経営課）にお問い合わせ下さい。

医療機関別係数：1.6181

（基礎係数：1.0583 機能評価係数Ⅰ：0.4033 機能評価係数Ⅱ：0.1264 救急補正係数：0.0301）

3. 施設基準に関する事項

当院は、次に掲げる事項について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として東北厚生局岩手事務所へ届出を行っております。

基本診療料

- ◆電子的診療情報連携体制整備加算1
- ◆急性期病院A一般入院料
- ◆結核病棟入院基本料7対1
- ◆急性期総合体制加算3
- ◆救急医療管理加算
- ◆超急性期脳卒中加算
- ◆診療録管理体制加算1
- ◆地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- ◆医師事務作業補助体制加算1(15対1)
- ◆医師事務作業補助体制加算(50対1)(結核)
- ◆急性期看護補助体制加算(50対1)
 - 注2 夜間100対1急性期看護補助体制加算
 - 注3 夜間看護体制加算
 - 注4 看護補助体制充実加算
- ◆看護職員夜間16対1配置加算1
- ◆重症者等療養環境特別加算
- ◆無菌治療室管理加算1
- ◆放射線治療病室管理加算(治療用放射性同位元素による場合)
- ◆リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算1
- ◆口腔管理連携加算
- ◆栄養サポートチーム加算
- ◆医療安全対策加算1
 - 注2 医療安全対策地域連携加算1
- ◆感染対策向上加算1
 - 注2 指導強化加算
 - 注3 微生物学的検査体制加算
- ◆患者サポート体制充実加算
- ◆重症患者初期支援充実加算
- ◆褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ◆ハイリスク妊娠管理加算
- ◆ハイリスク分娩管理加算
 - ・年間分娩件数 260件 (R7.1~R7.12)
 - ・配置医師数 3名 (R8.1.1現在)
 - ・配置助産師数 18名 (R8.1.1現在)
- ◆産科管理加算
- ◆術後疼痛管理チーム加算
- ◆呼吸ケアチーム加算
- ◆バイオ後続品使用体制加算
- ◆病棟薬剤業務実施加算1
- ◆病棟薬剤業務実施加算3
- ◆データ提出加算2及び4
- ◆入退院支援加算1
 - 注4 地域連携診療計画加算
 - 注7 入院時支援加算
 - 注8 総合機能評価加算
- ◆認知症ケア加算1
- ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆精神疾患診療体制加算
- ◆排尿自立支援加算
- ◆地域医療体制確保加算2
- ◆ハイケアユニット入院医療管理料1
- ◆小児入院医療管理料4
 - 注7 養育支援体制加算
- ◆緩和ケア病棟入院料2

特掲診療料

- ◆外来栄養食事指導料 1
注2 栄養管理加算
- ◆心臓ペースメーカー指導管理料
注5 遠隔モニタリング加算
- ◆糖尿病合併症管理料
- ◆がん性疼痛緩和指導管理料
注2 難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- ◆がん患者指導管理料イ
- ◆がん患者指導管理料ロ
- ◆がん患者指導管理料ハ
- ◆がん患者指導管理料ニ
- ◆糖尿病透析予防指導管理料
- ◆乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ◆腎代替療法指導管理料
- ◆二次性骨折予防継続管理料 1
- ◆二次性骨折予防継続管理料 3
- ◆心不全再入院予防継続管理料 1 及び 2
- ◆下肢創傷処置管理料
- ◆慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ◆院内トリアージ実施体制加算
- ◆救急搬送医学管理料 1 及び夜間休日救急医学管理料 1
注3 救急外来緊急検査対応加算 1
- ◆外来放射線照射診療料
- ◆外来腫瘍化学療法診療料 1
注6 連携充実加算
注9 がん薬物療法体制充実加算
- ◆ニコチン依存症管理料
- ◆療養・就労両立支援指導料
注3 相談支援加算
- ◆ハイリスク妊産婦共同管理料(I)
《共同保険医療機関等》
・岩手県周産期医療協議会
・岩手県周産期医療施設連絡会議
- ◆がん治療連携計画策定料
- ◆肝炎インターフェロン治療計画料
- ◆外来排尿自立指導料
- ◆薬剤管理指導料
- ◆検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ◆医療機器安全管理料 1
- ◆医療機器安全管理料 2
- ◆救急患者連携搬送料
- ◆在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料(緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア及び人工膀胱ケア)
◆在宅患者訪問看護・指導料の注16専門管理加算(緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア及び人工膀胱ケア/特定行為)
◆在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- ◆持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ◆骨髄微小残存病変量測定
- ◆B R C A 1 / 2 遺伝子検査(血液を検体とするもの)
- ◆H P V 核酸検出及びH P V 核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ◆時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト

- ◆遺伝学的検査
- ◆検体検査管理加算(Ⅱ)
- ◆ヘッドアップティルト試験
- ◆神経学的検査
- ◆小児食物アレルギー負荷検査
- ◆ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ◆C T 透視下気管支鏡検査加算
- ◆ポジトロン断層撮影(アミロイドP E T イメージング剤を用いた[場合を除く]/[場合に限る])
- ◆ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドP E T イメージング剤を用いた[場合を除く]/[場合に限る])
- ◆C T 撮影(16列以上64列未満)
- ◆M R I 撮影(1.5テスラ以上3テスラ未満)
- ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ◆外来化学療法加算 1
- ◆無菌製剤処理料
- ◆心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
注3 初期加算
注4 急性期リハビリテーション加算
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
注3 初期加算
注4 急性期リハビリテーション加算
- ◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
注3 初期加算
注4 急性期リハビリテーション加算
- ◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
注3 初期加算
注4 急性期リハビリテーション加算
- ◆がん患者リハビリテーション料
- ◆処置の休日加算 1 / 時間外加算 1 / 深夜加算 1
- ◆多血小板血漿処置
- ◆人工腎臓(慢性維持透析を行った場合 1)
注2 導入期加算 1
注15 腎代替療法診療体制充実加算
- ◆透析液水質確保加算
- ◆慢性維持透析濾過加算
- ◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算
《連携する専門的な治療体制を有する医療機関》岩手県立中央病院
- ◆磁気による膀胱等刺激法
- ◆組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)一次再建
- ◆組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)二次再建
- ◆骨折観血的手術(人工骨頭挿入術)
注 緊急整復固定加算(緊急挿入加算)
・大腿骨近位部骨折後48時間以内の手術件数 63件(R7.1~R7.12)
・うち、75歳以上の患者さんに対する手術件数 46件
- ◆ストーマ合併症加算
- ◆脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ◆緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
- ◆鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む)
- ◆鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ◆乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- ◆乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検(単独)

- ◆ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)(一次一次的再建)
- ◆ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)(一次二次的再建及び二次再建)
- ◆食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ◆経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの
3 アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルによるもの
- ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ◆大動脈バルーンポンピング法(I A B P 法)
- ◆腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- ◆腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ◆胆管悪性腫瘍手術(臍頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- ◆腹腔鏡下肝切除術(部分切除及び外側区域切除)(亜区域切除、1 区域切除、(外側区域切除を除く。))、2 区域切除及び3 区域切除以上のもの)
- ◆腹腔鏡下臍腫瘍摘出術及び腹腔鏡下臍体尾部腫瘍切除術
- ◆早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ◆人工尿道括約筋植込・置換術
- ◆陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの)
- ◆外科医療確保特別加算
- ◆手術の休日加算 1 / 時間外加算 1 / 深夜加算 1
- ◆医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ◆周術期栄養管理実施加算
- ◆輸血管理料 I
- ◆輸血適正使用加算
- ◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ◆麻酔管理料(I)
- ◆放射線治療専任加算
- ◆外来放射線治療加算
- ◆高エネルギー放射線治療
- ◆強度変調放射線治療(I M R T)
- ◆画像誘導放射線治療(I G R T)
- ◆体外照射呼吸性移動対策加算
- ◆定位放射線治療
- ◆定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ◆保険医療機関間の連携による病理診断(送付側)
- ◆保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製(送信側)
- ◆悪性腫瘍病理組織標本加算
- ◆看護職員処遇改善評価料 52
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ◆入院ベースアップ評価料 164

4. 食事療養に関する事項

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は午後6時頃)適温で提供します。

入院食事療養費は1食につき730円、うち標準負担額は以下のとおりです。

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)
●一般(下記以外)	●一般(下記以外)	550円 (例外) 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 330円
●低所得者(住民税非課税)	●低所得者Ⅱ(※1)	●過去1年間の入院期間が90日以内 270円
		●過去1年間の入院期間が90日超 220円
該当なし	●低所得者Ⅰ(※2)	130円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

5. 選定療養に関する事項

(1) 特別室

当院では、個室等をご希望される患者さんに次に掲げる特別室を用意しております。

区分	料金(1日)	部屋番号	区分	料金(1日)	部屋番号	
個室	6,270円	103,104,105,106,107,108,109,110	個室	9,350円	320,321,322,556,557	
	6,380円	353		9,570円	317	
	6,490円	201,202,203,204,301,302,303,304,305,368,369,370,371,401,402,403,420,421,422,423,424,451,452,501,502,505,515,516,517,518,519,551,552,553,572,573,574		9,790円	514	
				10,890円	324	
				11,220円	554	
				17,050円	101	
	6,600円	453,457		個室	17,270円	102
	6,930円	455			2人室	4,510円
	7,480円	555				
8,690円	367,456					
9,130円	419,507					

(2) 紹介外初診時負担・再診時負担

当院では健康保険法の規定に基づき、地域の医院・診療所との機能分担と連携を図るため、初診時・再診時に下記のとおり負担していただいております。

1) 他の医療機関からの紹介によらず来院した場合

紹介外初診時負担額：7,700円

ただし、次の患者さんの場合は負担はありません。

- ①他の医療機関からの紹介状（定められた様式）を持参した場合
- ②緊急性が高いと認められる場合（ただちに入院や手術等を要する場合、緊急やむを得ず、診療時間外・休日・深夜に来院した場合）
- ③国の法律等に基づく公費負担医療制度の受給対象者の場合
- ④県単独医療費助成事業の受給対象者の場合
- ⑤エイズ拠点病院を受診されるH I V感染者の場合

2) 他の医療機関へ紹介後に紹介状を持参せず来院した場合

再診時負担額：3,300円

ただし、次の患者さんの場合は負担はありません。

- ①上記1)の①～⑤に該当する場合
- ②当院にて複数の診療科を受診している場合で、当院での治療が必要な診療科が1科以上ある場合

(3) 長期特定入院料

健康保険法の規定に基づき、入院期間が180日を超えて入院している患者さん（難病等で入院している方等を除く）で180日以降、引き続き入院される場合は、長期特定入院料として180日以降1日につき3,190円（消費税込）を負担していただくこととなります。

(4) 医科点数表に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの料金

検 査：α-フェトプロテイン精密測定	1,080円
癌胎児性抗原精密測定	1,090円
リハビリ：心大血管疾患リハビリテーション料(I)	2,260円
脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	2,700円
廃用症候群リハビリテーション料(I)	1,980円
運動器リハビリテーション料(I)	2,040円
呼吸器リハビリテーション料(I)	1,930円

(5) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合の特別の料金

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払い頂きます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は発生しません。

【令和8年6月1日現在】